

災害時対応マニュアル

目次

1. 災害時の組織体制	1
2. 日々の防災管理	2
3. 施設・設備面における安全確保	3
4. 火災発生時の安全確保	4
5. 地震発生時の安全確保	5
6. 心肺蘇生とAEDの使用について	6
7. 災害発生時の連絡方法について	7
8. 関係機関電話番号	7
9. 通報文例（火災）	7
10. 緊急時の利用児童の避難について	8
11. 防災チェックリスト	8

※ 津波、台風、竜巻・突風、水害、土砂崩れ、ひょうについては各自治体から出されているマニュアルを参考にしてください。

1. 災害時の組織体制

災害発生時の対応体制と主な任務 ※別紙「災害発生時の体制」を参考にしてください。

役割	氏名	主な任務
全体指揮		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 従業員の出社・退社判断 ▪ 帰宅困難者の把握および指示 ▪ 被害情報の把握
連絡・記録		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 消防機関への通報、通報確認 ▪ インフラ被害の情報収集 ▪ メディア、行政機関からの情報収集 ▪ 保護者への連絡
避難・手当		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 負傷者の救出、応急手当 ▪ 人的被害状況の確認 ▪ 利用児童の避難補佐 ▪ 消防機関(救急隊)との連携および情報の提供
安全確保		<ul style="list-style-type: none"> ▪ (火災時)初期消火活動 ▪ 消防機関との連携、補佐 ▪ 食料、飲料水等の配布準備、配布 ▪ 利用児童の避難補佐

2. 日々の防災管理

① いざという時のために常備しておくべきもの

次のものを常に定位置に用意しておき、いざという時に持ち出し、使用できるようにしておきましょう。

- ・ 医薬品
- ・ 懐中電灯
- ・ 携帯ラジオ
- ・ 緊急時引渡しカード
- ・ 飲料水
- ・ 非常食
- ・ 防災頭巾

② 救急箱に常備しておくもの

- ・ はさみ
- ・ 爪切り
- ・ 安全ピン
- ・ ピンセット
- ・ 毛抜き
- ・ 体温計
- ・ 保冷枕(冷蔵庫に保存)
- ・ 水枕
- ・ 綿棒
- ・ ガーゼ
- ・ 滅菌ガーゼ
- ・ ガーゼ止めテープ
- ・ 絆創膏
- ・ 包帯
- ・ 消毒薬

③ 防災のための避難訓練・安全管理指導の実施、チェックリストの活用

◎ 避難訓練

- ・ 実施
毎年4月、10月に行う
- ・ 実施内容
都度作成する避難訓練計画書に基づく
- ・ 避難先
【火災】 小栗原西公園
【地震・津波・土砂災害】 信篤公民館(門の前まで到着した後、事業所へ戻る)

【避難(訓練)にあたっての留意点】

- ★ 訓練計画書を作成し、施設職員全員に周知し、それに基づいて訓練を行う。
- ★ 訓練終了後には必ずミーティングを行い、その都度訓練内容を修正する。
- ★ 避難経路を明確にし、掲示しておく。
- ★ 避難先を決め、その場所の安全性を確認しておく。

◎ 利用児童に対する安全管理指導

- ・ 実施
毎年3月、6月に行う(避難訓練実施後)
- ・ 実施内容
防災テキストを使用した指導

(年齢に応じた指導の重点)

未就学児 低学年	緊急時に安全に行動することの大切さについて理解を促すとともに、生活上のきまりや約束を守れるようにする。また、いろいろな危険への気づきなどについて教える。
中学年	様々な危険の原因について理解を促すとともに、自ら安全な行動をとることができるよう教える。
高学年	様々な場面で発生する危険を予測できるようにするとともに、互いに声を掛け合い、周囲に対する安全への配慮ができるようにする。

◎ 「防災チェックリスト」を使用し、定期的にチェックを行う

- ◎ 職員は毎年1回、消防署等で行われる救急法講習会、応急処置講習会に参加する
⇒ 各消防署のHPなどを確認し、受講申し込みを行う

④ 保護者への協力依頼

- ・ 災害発生時、保護者による送迎の協力を事前に依頼しておく
- ・ 電話回線混雑時の連絡不通に備え、緊急連絡用メールアドレスを伺っておく

※ 保護者の確認方法

- ・ 事前に「緊急時引渡しカード」を作成し、来訪の際には氏名を確認する
- ・ 「緊急時引渡しカード」は、年度ごとに更新する
- ・ 送迎に関わる全ての方の氏名を記載してもらい、記載が無い方に関しては原則として引渡しは行わない
- ・ 変更や記載のない者の来訪に関しては、保護者に連絡する

◎ 保護者に対する引き取り訓練

- ・ 実施
毎年〇〇月に行う
- ・ 実施内容
避難訓練実施後に実際に保護者へ連絡をし、
緊急時引渡しカードに基づいて引渡し訓練を行う

3. 施設・設備面における安全確保

- ① 利用児童の特性や施設の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防災に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じる
 - ・ 消火器の設置(消防署に指示される場合があります)
 - ・ 自動火災報知器の取り付け(消防法上必須の場合があります)
 - ・ 防災マット、防災カーペット、防災カーテンの使用(消防署に指示される場合があります)
 - ・ 家具転倒防止グッズの使用
 - ・ 窓ガラス、電灯(蛍光灯)、鏡などへの飛散防止フィルムの貼りつけ
 - ・ 避難経路の確保、建物によっては避難誘導灯の設置
 - ・ 広域避難所へ移動する際、疲労やパニックなどで体が動かない利用児童のために、車イスの準備
- ② 施設内の整理整頓に努め、非常口の付近に障害となる物を置かない

4. 火災発生時の安全確保



全体指揮	連絡・記録	避難・手当	安全確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生の状況確認 ・ 屋外へ避難するか決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署(119)、必要に応じて警察(110)への通報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用児童のパニックを抑え、安全な場所へ移動させる ・ 他の火器を使用しているときは、消火するとともにガスの元栓を閉める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能であれば消火器、水バケツなどでの初期消火(※) ・ 可能であれば窓を閉め空気の流れを遮断し、延焼を防ぐ



全体指揮	連絡・記録	避難・手当	安全確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路等において誘導と安全確保の支援にあたる ・ 可能であれば重要書類を搬出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難後、保護者に連絡し、引渡しの準備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 煙の状況によってはハンカチを口に当てるなどの指示をする ・ 負傷した利用児童に応急手当を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逃げ遅れた利用児童がいらないか確認する

・「緊急時引渡しカード」に基づき保護者への引き渡しを行う
 ・保護者へ連絡が取れない利用児童や、保護者が迎えに来られない利用児童については、安全な場所で待機させる

※ 初期消火について

- ・ 消火器の容量によって噴射時間が決まっているため、的確な消火を行います。
- ・ 消火器や水バケツで消火できるのは、天井に火が届く程度の火災です。それ以上の火災については人命にかかわるので消火係も避難しましょう。



5. 地震発生時の安全確保



地震発生！！

全職員

- ・ 安全確保とその指示
 - ⇒ 利用児童を机の下や、マットの下にもぐるように促す
 - ⇒ 近くに倒れてくる・落ちてくるものがなければ、窓から離れた場所ですしゃがみ、頭を手や布等で守るように促す
- ・ 火器設備器具の近くにいる職員は、すぐに火を消しガスの元栓を閉める
- ・ 可能であれば外に通じるドア、窓を開ける
- ・ 送迎中の職員は車両を安全な場所へ移動させてラジオで情報収集をするとともに、乗車している利用児童および自身の安全確保を最優先させる

揺れが収まったあと、一次避難を開始

全体指揮	連絡・記録	避難・手当	安全確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の状況確認 ・ 送迎中や、外出中の職員がいる場合連絡を取り状況確認、一次避難の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット、ラジオ、スマホなどから最新の災害情報を入手する ・ 火器を使用しているときは、消火するとともにガスの元栓を閉める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用児童のパニックを抑え、安全な場所へ集合させる（一次避難）。 ・ 全体指揮者指示により、人員点呼と負傷者の確認をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災が発生している場合、可能であれば消火器、水バケツなどで初期消火 ・ 割れたガラスが落ちていないか、備品の転倒がないか等確認

各種警報

あり(広域避難所への二次避難開始)

なし

全体指揮
揺れが完全に収まったこと、および活動場所や周辺の安全等を確認して、活動再開の指示

全体指揮	連絡・記録	避難・手当	安全確保
避難経路等において、誘導と安全確保の支援にあたる	避難後、保護者へ連絡し、引渡しの準備をする	負傷した利用児童がいる場合、応急手当を行う	逃げ遅れた利用児童がいないか確認する

- ・ 「緊急時引渡しカード」に基づき保護者への引き渡しを行う
- ・ 保護者へ連絡が取れない利用児童や、保護者が迎えに来られない利用児童については、安全な場所で待機させる

6. 心肺蘇生とAEDの使用について

突然心臓や呼吸が止まった人の治療は一分一秒を争います。
119番通報が第一ですが、救急車が到着するまでの間、救命処置を行うと行わないのでは、

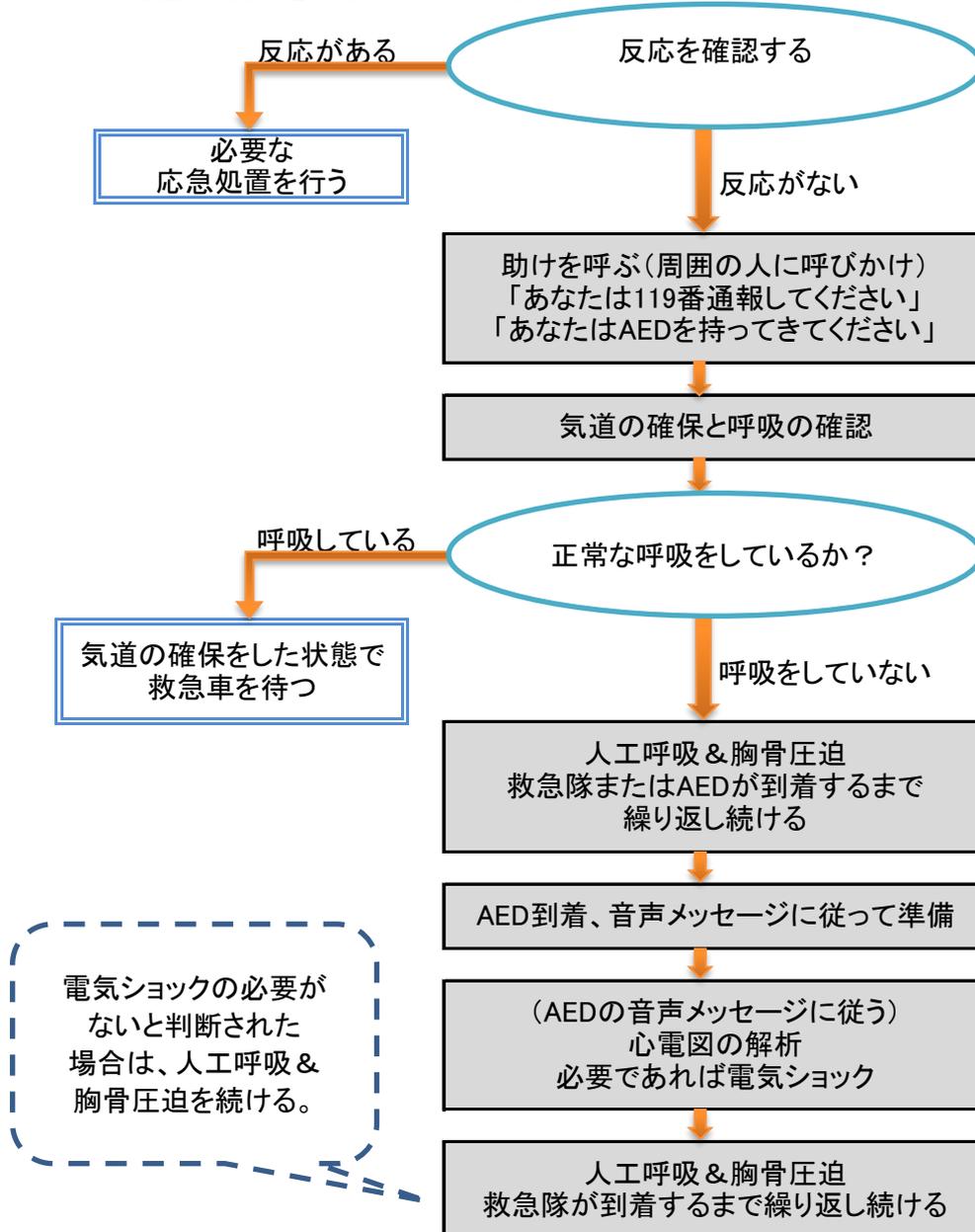
命が助かる確率が大きく違ってきます。
周囲の人と協力し、自分ができることを実行しましょう。

本事業所のAED設置場所



※ AEDは、心停止状態時に心臓状態を児童計測して、必要な場合に電気ショックを与えられる救命装置です。救命の手順を音声で指示し、簡単に操作できるように作られていますので、一般の人でも確実に操作することができます。

◆ 救命処理の流れ(心肺蘇生とAEDの使用)



7. 災害発生時の連絡方法

災害発生時に電話が繋がりにくくなった場合、保護者との連絡手段として災害用伝言ダイヤルを使用しましょう。
また、電話回線が混雑し、繋がりにくいときのためにあらかじめ緊急時連絡用の

メールアドレスを伺っておくのも有効です。

<p>●伝言の登録方法</p> <p>「171」にダイヤル ☎ (ガイダンスが流れます) ☎ 録音の場合「1」 ☎ (047) 316-0293</p>	<p>●伝言の再生方法</p> <p>「171」にダイヤル ☎ (ガイダンスが流れます) ☎ 再生の場合「2」 ☎ (047) 316-0293</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

8. 関係機関電話番号

役職名	氏名	住所	電話番号
代表取締役 主任 児童指導員	[Redacted]		

	機関名	電話番号	FAX番号	備考
防災	船橋警察署	0474-35-0110		
	原木交番	047-327-0782		
	船橋市消防局中央消防署本郷分	047-335-2697		
	社会福祉協議会	047-320-4001		
	市区町村障害福祉課			
救護	〇〇病院			
	なす小児科医院(協力医療機関)	047-437-5766		
	〇〇警備会社			

9. 通報文例 (火災)

119番通報

- 種類
「火事です。」
- 場所
「船橋市本中山7-8-15、こどもプラス原木中山教室です。」
「近くの目標は、原木中山駅と学習塾が2軒があります。」
- 通報者
「私はこどもプラス原木中山教室の〇〇です。電話番号は、047-316-0293です。」
- 被害状況
「〇〇が燃えています。負傷者は〇人で、〇〇の状態です。」

10. 緊急時の利用児童の避難について

- ・ 避難場所

【火災】 小栗原西公園

・ 避難方法

避難誘導担当指導員のもと、徒歩で避難する
疲労やパニックで身体が動かない利用児童は車いすを使用する

1 1. 防災チェックリスト

評価A(行っている) B(おおむね行っている) C(行っていない)			
点検項目		評価	今後の改善計画等
1	災害時の役割分担を定めているか		
2	職員の防災時連絡体制を定めているか		
3	関係機関への連絡先電話番号一覧を作成しているか		
4	電話が使えない場合の連絡方法を定めているか		
5	利用児童に関する情報を整理した場所に保管しているか		
6	被災状況等、必要な情報の入手方法を決定しているか		
7	避難の判断基準を定めているか		
8	避難場所や避難経路、避難方法を定めているか		
9	災害時に必要な備蓄品リストを作成しているか		
10	備蓄品の賞味期限や使用期限が過ぎていないか		
11	職員への防災教育の内容を定めているか		
12	利用児童への防災教育の内容を定めているか		
13	窓ガラスや照明器具、鏡などに飛散防止フィルムが貼られているか		
14	机、ロッカーおよび書庫などは、転倒防止グッズなどで固定されているか		
15	広域避難所へ移動の際に使用するための車いすは準備されているか		